

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から51年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。20歳になってから25歳で独立するまでの間、修業先の店主が、給与から保険料を控除して納付してくれていた。
このため、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和46年8月から申請免除の手続を行った平成8年3月の直前までの期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料を現年度納付している事実が確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が、当時、同じ店舗で同時期に勤務していたとして名前を挙げている同僚は、申立期間の保険料はすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年3月まで
ねんきん定期便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間については、父が、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は、昭和45年5月以降にA市区町村が発行した過年度納付書（昭和43年12月から44年3月までの期間及び同年10月から45年3月までの期間、計10月。保険料2,450円）を保管しており、その余白に、申立人の父の自筆で「B市区町村へ納付済につきその旨葉書にて返事済45.7.17」と記載されていることから、行政側は、申立期間の保険料を収納していたものと考えるのが自然である。

さらに、上記過年度納付書には、昭和44年4月から同年9月までの保険料の記載が無いことから、当該期間の保険料は、申立人がC市区町村において納付したものと推認されるものの、国民年金被保険者名簿では、申立人の父が当該期間の保険料を45年1月27日に納付していることが確認できることから、保険料の重複納付の可能性が考えられるが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に還付された記録が無く、申立期間への充当も無いことから、行政側における申立人に係る納付の記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年6月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月12日から23年6月10日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和22年6月12日から23年6月10日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和22年6月から23年6月までの1年間、A社に勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「人事記録簿」により、申立人は、同社に昭和22年6月9日に入社し、23年6月11日に退職したことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社から提出された健康保険番号の払出簿では、申立人の資格喪失日に係る記録について、「22.6.12」と記載されていることが確認できることから、同社は、本来、申立人の資格喪失日は昭和23年6月12日とすべきであったとしている。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた11人に照会したところ、5人から、同社における自身の退職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日は、ほぼ一致している旨の回答が得られたほか、申立期間において、申立人の雇用形態等が変更となった事情もうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和22年6月の標準報酬月額の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 12 月 16 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 1 月 6 日から同年 9 月 13 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、各申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、当該未請求期間の事業所における厚生年金保険手帳記号番号が、各申立期間の事業所における同記号番号と同一であるにもかかわらず、支給されていない期間として、存在するということは、事務処理上不自然である。

また、支給対象期間の最終事業所であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の生年月日の記載が誤っている上、訂正された形跡はない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 44 年から 47 年までの間に、同社において被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給権を有していた女性は、申立人を含めて 14 人存在するものの、原票に「脱」表示があるのは申立人以外にはいないことから、同社においては、従

業員の退職時に事業主が個別の委任に基づかずに代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

茨城厚生年金 事案 1035

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、平成8年10月から10年9月までの期間及び11年5月から14年9月までの期間について、32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月から10年10月31日まで
② 平成11年5月10日から13年3月1日まで
③ 平成13年3月1日から14年10月24日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成8年10月から10年10月31日までの期間及び11年5月10日から14年10月24日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社は、平成10年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、11年5月10日に再度、適用事業所となり、14年10月24日に再度、適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額については、当初、32万円と記録されていたところ、平成10年11月2日付けで、8年10月から10年9月までの期間が9万2,000円に（申立期間①）、13年3月28日付けで、11年5月から13年2月までの期間が9万8,000円に（申立期間②）、14年10月25日付けで、13年3月から14年9月までの期間が9万8,000円に（申立期間③）、それぞれ遡及して引き下げられていることが確認できる上、申立期間①及び③については、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日より後の日付けで処理が行われ

ていることが確認できる。

一方、申立人から提出された給与明細書により、申立期間における給与の額は、訂正前の標準報酬月額に相当する額であったことが確認できる。

また、事業主に照会したところ、当時は経営不振で、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所の指導の下に遡及訂正処理を行った旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年10月から10年9月までの期間及び11年5月から14年9月までの期間について、32万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成11年5月から12年9月までは47万円に、同年10月から13年9月までは44万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年5月1日から13年10月1日まで
② 平成13年10月1日から17年4月1日まで

以前勤務していたA社の社長から、私の勤務期間の一部について、会社の支払保険料を抑えるため、報酬を低くごまかして届け出していた旨の連絡を受け、ねんきん定期便を確認したところ、確かに平成11年5月から17年3月までの標準報酬月額が、当時の給与の額より低いことが判明した。このため、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成11年5月から12年9月までは47万円、同年10月から13年9月までは44万円と記録されていたところ、同年5月9日付けで、11年5月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された、平成11年10月分から13年4月分までの給与明細書（一部未提出月あり）により、給与支給額は、それぞれ訂正前の標準報酬月額に相当する額であることが確認できる。

さらに、申立期間当時の代表者に照会したところ、遡及訂正処理を行った当時、3,000万円程度の社会保険料の滞納があり、社会保険事務所と相談の上、遡及訂正処理を行い、その後の標準報酬月額も低く届け出た旨及び申立人は業務部長の職にあり、社会保険に関する決定権限は持っていない

かった旨の証言が得られた。

加えて、上記代表者は、本件遡及訂正処理について、訂正対象者に説明を行い、同意を得た旨を証言しているが、申立人と同様に、標準報酬月額が遡及訂正されている同僚5人に照会したところ、2人から、給与の変更についての説明はあったが、遡及訂正についての説明は受けておらず、同意もしていなかった旨の証言が得られたことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成11年5月から12年9月までは47万円、同年10月から13年9月までは44万円に、それぞれ訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A社の代表者から、標準報酬月額を遡及訂正した後、標準報酬月額を実際の給与より低く届け出し、給与から届出に見合った額に基づく保険料を控除していたとの証言が得られた。

さらに、B市区町村が発行した平成15年分（平成14年中所得）から17年分（16年中所得）までの住民税課税証明書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額から計算した保険料額とほぼ一致する上、14年分（13年中所得）の同証明書に記載されている社会保険料控除額は、同年のうち、4か月については訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を控除し、残る8か月についてはオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料を控除したものとして、計算した金額とほぼ一致する。

加えて、平成17年1月から同年3月までの保険料控除額を確認できる給与明細等の提出は無く、B市区町村においても当該期間についての税務資料は事業所から提出が無いため、保管されていないとのことであり、具体的な保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C事業所に勤務していた期間のうち、昭和37年6月20日から同年7月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和37年4月1日にA社に入社してから、関連会社を含め、平成14年8月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提供された人事記録により、申立人は、昭和37年7月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動したことが確認できるとともに、B社の総務人事担当者の回答から、申立期間に係る厚生年金保険料が、申立人の給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C事業所における昭和37年5月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としているが、同社から提出された申立人のA社C事業所勤務に係る「厚生年金保険個人カード」の資格喪失年月日が、昭和36年6月20日となっており、オンライン記録と一致していることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1038

第1 委員会の結論

申立人の、A社における被保険者資格の取得日は昭和40年4月1日、喪失日は同年10月15日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年10月15日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和40年4月1日から同年10月15日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、中学校を卒業した後、A社に入社し、申立期間に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、当時の資料は残存しておらず、勤務していた期間は不明であるが、申立人は同社に在籍していた旨の回答が得られたほか、同僚一人から、申立人は同社に勤務していた旨の証言が得られた。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿を調査したところ、申立人と同姓同名、かつ同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録があることが判明した上、取得年月日の欄に記載されている被保険者取得日が「昭和40年4月1日」となっており、申立人が主張する日付に一致している。

さらに、申立人は昭和40年10月15日まで勤務していたと主張しているところ、当該被保険者記録では、同年9月9日付けで、同年10月の算定が完了していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められ、申立人のA社における被保険者資格取得日を昭和40年4

月 1 日とする必要が認められる。

また、被保険者資格喪失日については、上記被保険者名簿に記載が無く、ほかに確認できる資料等が無いものの、申立人の主張は、当該被保険者記録と一致しており、信憑^{びよう}性が認められる上、これを否定する事情も見当たらないことから、申立人の主張する昭和 40 年 10 月 15 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿における申立人の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の申立人のA社における標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社B事務所長として海外駐在だった期間の一部について、標準報酬月額が不自然に引き下げられていることが判明した。これは何かの間違いと思われるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額は10万円であったと主張しているところ、オンライン記録では、申立期間前後の標準報酬月額の記録は10万円となっているものの、申立期間においては4万2,000円と低額になっている。

しかし、A社から提出された、労働者名簿における申立人に係る記録では、申立人の基本給は、申立期間前である昭和45年5月21日に6万8,000円に昇給し、申立期間も同額で継続していることが確認できる。

この点について、A社に照会したところ、基本給に諸手当を含めると、申立期間においても申立人の主張どおり10万円程度の給与が支払われ、当該額に基づく厚生年金保険料を控除していたとする旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する額の給与を受けていたこと及びその主張する標準報酬月額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付した

か否かについて、A社は、申立人の標準報酬月額届出に誤りがあった旨の回答をしていることから、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成2年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年11月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和63年7月から平成2年11月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、督促状が届き、母が、A市区町村において、保険料を一括納付したはずである。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、平成3年4月から同年7月までの保険料について、現年度納付していることが確認できるものの、申立期間直後の平成2年12月から3年3月までの期間及び同年8月から4年3月までの期間に係る保険料について、それぞれ5年1月29日及び同年3月2日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立人の母が、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 1 日までの期間について、標準報酬月額が 38 万円となっている旨の回答を受けた。

提出した給与明細書により、昭和 63 年 10 月の定時決定において、通勤手当の金額が算入されず、報酬月額の算定が行われていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額について、給与総支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額 38 万円に基づく保険料額に一致していることが確認できる。

一方、申立人は、昭和 63 年 10 月の標準報酬月額の定時決定において、通勤手当が算入されず、報酬月額が算定されている旨を主張しているが、この点について、A社に照会したところ、申立人の主張どおり、申立期間に係る報酬月額の算定の際、誤って通勤手当を算入せずに届出を行った旨のほか、平成 11 年 4 月 5 日付けで、社会保険事務所（当時）に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正を依頼した旨の回答が得られた。

しかし、A社及び同社を管轄する年金事務所において、上記訂正依頼に係る正規の届出が行われたことを確認することはできない上、オンライン記録においても、処理が行われた形跡が無い。また、仮に、訂正の届出が行われていたとしても、上記訂正依頼は、平成 11 年 4 月 5 日付けで行われており、その時点で、政府が申立期間に係る正しい額の厚生年金保険料を徴収する権利は既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条により、当該保険

料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われず、申立人の年金額に反映されることはない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月17日から27年7月20日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和26年2月17日から27年7月20日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

同級生から誘いを受け、A社に入社し、申立期間に働いていたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖事項全部証明書によると、A社（昭和32年6月1日B社に社名変更）は、平成15年5月31日に解散しており、当時の事業主及び役員は、連絡先が不明又は既に他界しているため、照会することができない。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚一人及び申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したものの、回答が得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚6人について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、該当者と思われる者が判明したものの、連絡先が不明又は既に他界しているため、照会することができない。

加えて、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和27年7月20日と記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格取得日と一致している。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年から 43 年 11 月 26 日まで
年金事務所に船員保険加入記録を照会したところ、A氏及びB氏所有のC船舶に乗船していた昭和 33 年から 43 年 11 月 26 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。私は、中学校卒業後、15 歳の時からC船舶に乗って漁に出ているので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の証言から、申立人が申立期間にC船舶に乗船していたことは推認できる。

一方、船舶所有者A氏に係る被保険者名簿により、同所有者が船員保険の適用を受けるに至ったのは、昭和 34 年 7 月 1 日であることが確認でき、申立期間のうち、同日前の期間については、船員保険の適用が無い。なお、当初は、船舶所有者はA氏であったが、昭和 39 年 12 月 8 日に適用船舶所有者名がB氏に変更されている。

また、申立人は、A氏の次男であり、B氏の弟であるところ、申立人の住所は、昭和 31 年 8 月 15 日から 48 年 12 月 12 日まで、同氏の住所と同一となっている。この点について、日本年金機構事務センターに照会したところ、船舶所有者と同居の親族については、船員保険の適用対象としていなかった旨の回答が得られた。

さらに、同僚から、申立期間当時の船舶所有者B氏における乗組員は総勢で 40 人から 50 人であったとの証言が得られたところ、同所有者に係る被保険者名簿では、被保険者数が安定して 40 人以上となるのは、昭和 42 年 9 月ごろからであることが確認できるとともに、その後、被保険者数が 50 人を超えることがあったものの、申立人が船員保険に加入した 43 年 11 月時点での被保険者数は 46 人であることが確認できることから、申立期間中、必ずしもすべての乗組員を船員保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

加えて、申立人から提出された年金手帳の「厚生年金保険、船員保険の記録」欄に、「C船舶漁業部」のゴム印と思われる印及び船員保険に加入した日として、昭和43年11月29日の記載が確認できる。

また、船舶所有者からも回答が得られず、ほかに申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月31日から29年6月14日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和28年5月31日から29年6月14日までの記録が無い旨の回答を受けた。A社B工場を退職後、間を置かずにC社に就職したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を吸収合併したD社に照会したところ、申立期間当時の資料は保存されておらず、全く不明である旨の回答が得られた。

また、同じころに退職した者として、申立人が名前を挙げている同僚一人について、被保険者名簿に同一の名字の者を二人確認することができるが、そのうち、一人は申立期間より前の昭和26年4月5日に被保険者資格を喪失しているほか、他の一人は28年4月13日に被保険者資格を喪失しており、後者が該当の同僚であるとする、当該同僚の資格喪失日と申立人の資格喪失日との差は1か月程度であり、申立人の退職日は記録どおりであると考えられる。なお、当該同僚に照会したものの、申立人に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は、C社に、妻と一緒に入社したと主張しているところ、オンライン記録により、申立人の妻は昭和29年4月9日に同社における被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人は、同社に入社後、2年程度経過してから、正式に結婚した旨を主張しているところ、申立人の戸籍上の婚姻日は30年3月*日となっており、同社における申立人の被保険者資格取得日である29年6月14日からは9か月後であることから、申立人は、申立期間において、C社に勤務し、A社には勤務していなかったものと考えられる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

た事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 15 日から 37 年 1 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 6 月 15 日から 37 年 1 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

一方、A社の業務継承企業である、B社に照会したところ、当時の資料が残存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない旨の回答が得られた。

また、C組合が保管する「組合員資格取得届」及び「退職一時金請求書」により、申立人の組合員資格取得日は昭和 37 年 1 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある同僚一人から、当時、自身のほかにも、臨時社員として採用され、後に正社員となり、厚生年金保険に加入した者がいた旨の証言が得られたことから、同社においては、すべての社員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間において、国民年金被保険者資格を有しており、申請免除の手続を行っていることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

た事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。